

働き方改革応援事業／とちぎテレワーク環境整備導入支援事業

女性・高齢者・障害者等を含めたすべての県民が生き生きと多様な働き方を選択し、仕事と家庭の両立を図ることができる職場環境づくりを推進

■ 働き方改革の推進

(1) 働き方改革推進サポート講座 【新規】

企業内で働き方改革を推進する担当者が抱える課題等の解決をサポートするための講演、事例発表、ワークショップを開催（県内4地区で開催）

(2) 女性が働きやすい企業推進アドバイザー派遣

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や「えるぼし」認定取得等を支援するためのアドバイザーを派遣（90社×3回）



■ テレワークの普及促進

(3) ～はじめてのテレワーク～テレワーク導入支援 【新規】

企業に労務管理に関する専門家を派遣し、テレワークの新規導入にあたっての課題を診断し、改善点を具体的に指摘・助言（15社）
導入プロセス等に関する事例集を作成・周知

(4) とちぎテレワーク環境整備導入支援補助金

厚生労働省の人材確保等支援助成金（テレワークコース）を活用してテレワークを新規で導入する企業に対し、県が上乗せ補助（補助率1/6、上限500千円）

働き方改革関連法

（H30.6.29成立）

○ 時間外労働の上限規制

原則：月45時間、年360時間

例外：年720時間、月100時間未満、
複数月平均80時間

【施行：大企業：2019年4月・

中小企業：2020年4月】

○ 有給休暇取得の義務化

有給休暇が10日以上ある労働者について、
毎年5日、時季を指定して取得させることを使用者に
義務付け【施行：2019年4月】

○ 同一労働同一賃金

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止

【施行：大企業：2020年4月

中小企業：2021年4月】

女性活躍推進法等の改正

（R1.5.29成立）

○ 一般事業主行動計画の策定対象の拡充

計画の策定義務の対象を労働者301人以上から
101人以上の事業主に拡大【施行：2022年4月】

○ パワーハラスメント防止対策の法制化

事業主に対して、パワーハラスメント防止のための雇用
管理上の措置義務（相談体制等の整備等）を新設

【施行：大企業：2020年6月

中小企業：2022年4月】